破産手続終結

平成２３年（フ）第１３４６号
東京都足立区大谷田１丁目１番４―1006号、開始決定時の住所東京都江戸川区本一色２丁目３番16号
破産者　山本　精一
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４７号
東京都足立区西新井本町１丁目14番９号　大師コーポ101、開始決定時の住所東京都江戸川区本一色２丁目３番16号
破産者　山本　栄一
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４９号
大阪府泉大津市東助松町３丁目１番２号
破産者　有限会社大樹
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
東京都東村山市富士見町１丁目14番地南台団地８―409
破産者　河内　撤直
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
岐阜県各務原市蘇原新栄町３丁目54番地２　メゾン新栄Ⅱ１―Ａ
破産者　佐藤　由彦
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
山口県美祢市大嶺町東分323番地４
破産者　有限会社プラス・ワン
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６７号
奈良県橿原市内膳町２丁目２―８　グランメール中野308号室、開始決定時の住所奈良県橿原市曽我町1065番地の１　ウェストヴィラ橿原107号
破産者　岡本　恵子（旧姓舩津）
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
大阪府泉佐野市高松東１丁目10番７号松月荘５、開始決定時の住所大阪府泉佐野市中庄222番地
破産者　勝部　康弘
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
福岡県田川郡添田町大字津野1072番地の133
破産者　森山　峰彦
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１９号
北海道北見市若葉２丁目２番３―４号
破産者　野口　寛子（旧姓杉谷）
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目43番地、従前の住所石川県七尾市和倉町ひばり２丁目52番地
破産者　多中　憲明
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第８４号
静岡県袋井市宇刈154番地の８　シティハイツ岩田107号室
破産者　鈴木　重典
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
岡山市中区藤原西町１丁目２番５―５号、開始決定時の住所滋賀県東近江市五個荘竜田町433番地
破産者　藤野　雅士
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
岡山県総社市福井1964番地
破産者　山下　芳彦
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
香川県東かがわ市湊241番地１、申立時の住所香川県さぬき市志度2487番地１
破産者　藤岡　義美
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５１６号
長崎県長崎市三ツ山町1000番地20
破産者　高橋　　健
1　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
2　一般調査期日　平成24年８月24日午前10時10分
平成24年７月11日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
札幌市西区発寒３条３丁目２番10号　コーポ竹澤Ｎｏ．４―101号
破産者　廣田　千春（旧姓宇山）
1　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
2　一般調査期日　平成24年８月23日午前９時45分
平成24年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部